

令和6年度通学路危険箇所改善要望一覧

令和7年1月現在

学校名	危険箇所	状況	対応先	要望内容	昨年度 要望箇所	未開 始	事業 中	完了	不可	対応検討結果の内容
1 河内小	県道39号線（県道三次高野線） 三次市小文町 西河内バス停付近	児童が登下校する際、通勤の自動車はかなり速度を出して走行し大変危険である。またカーブのすぐ近くに児童宅もあり、玄関を出る際にも注意が必要である。	県維持課 警察	①スピード超過の注意喚起を促す標識、看板の設置や運転者から目立つようなスローダウンを促す歩道のペイント等を希望する。  ②スピード超過の指導	○		②		①	【県維持課】 ①スピード超過の指導について、警察による取り締まりをお願いしたい。  【警察】 ②小文町で速度の取り締まりを実施します。
2 河内小	県道39号線（県道三次高野線） 三次市小文町 小文町郵便局付近	児童が登下校するそばの道路がひび割れたり、轍ができていたりするため、雨天登下校時の児童に自動車やトラックからの水はね等があり大変危険である。	県維持課	道路の轍やひび割れの補修を要望する。	○			○		今年度補修済みです。
3 三次小	県道434号線（県道知和知三次線） 三次市三次町 旭橋、歩道橋	県道434号線道路を横断する際は、旭橋手前に横断歩道があるものの、信号機がないため、歩道橋を使用している。しかし、歩道橋は雨の日や降雪等の際は、滑りやすく、転倒、転落の危険性が高い。	警察 市土木課	①信号機を設置する事で、雨の日や降雪時に、危険な歩道橋を使用せず、道路を横断できるようにしてほしい。  ②現在、歩道橋を使用しているが、一部破損等もあり、修繕が必要である。信号機設置ができない場合は、歩道橋の修繕を要望する。				②	①	【警察】 ①勾配があるので、横断歩道を設置しても視認できないため危険である。信号機も、陸橋があるため条件外。  【市土木課】 ②寺戸横断歩道橋の破損部を令和6年度に補修します。 参考：立体横断施設とは、車道の路面を横断する歩行者を、単独に車道から分離することにより横断者の安全を確保することを目的とする施設。
4 三次小	県道434号線（県道知和知三次線） 三次市三次町願万地 芸備タクシー車庫付近	歩道のすぐ横に溝があるため、歩くところが狭くなっている。 通学中の子どもが落ちて、怪我をした。	市土木課	歩行者が落ちないように、溝に蓋をかけてもらいたい。 【場所】 芸備タクシー車庫前 ～ 小学校方面へ  蓋がない部分の長さ 約25m					○	【市土木課】 歩道の幅員が1.6mあるので、蓋掛けの必要性について経過を観察します。
5 三次小	国道375号 三次市三次町1851-1 三次小学校前	歩道橋の滑り止めが、朽ちている。 一番下の段には、滑り止めがついていない。 児童が、雨天の登下校時に歩道橋を利用し、滑り落ち、足首を負傷し、病院受診をしたことがある。	県維持課	歩道橋利用者が、いつでも安全に登下校できるようにしてほしい。 そのため、早急に、滑り止めの改修を希望する。				○		今年度補修済みです。
6 粟屋小	国道54号から江の川に沿いの側道に 抜ける道路 三次市粟屋町2346番地2 粟屋小学校 給食運搬車搬入口側	2つの登校班の通学路となっている。 登下校時、児童が歩く右側に側溝があり、それを塞ぐ板がない箇所が数十メートル続いている。（途中まではある。） 児童が誤って転落する可能性がある。	※市道ではない 市教育委員会 （学校敷地）	側溝を塞ぐ、蓋を設置していただきたい。		○				注意して歩いてもらいたい。 併せて検討します。

	学校名	危険箇所	状況	対応先	要望内容	昨年度 要望箇所	未開 始	事業 中	完了	不可	対応検討結果の内容
7	粟屋小	国道54号 三次市粟屋町2285から2345番地4 焼肉マッサラン前54号線を挟んで向 かい側～車のナカオカ前（地下道付 近）	国道54号で、トラック等の大型車両が多く通る。 その脇の歩道を通って通学するが、ガードレールがない。	国土交通省	ガードレールの設置。		○				ガードレールの設置基準等を踏まえて検討 します。
8	粟屋小	国道54号 三次市粟屋町2510番地1 台湾料理福来順 付近	国道54号にある歩道橋。道路横断が危険なので、歩道 橋を利用している。歩道橋の老朽化により、歩行時に 危険を伴う恐れがある。	国土交通省	老朽している箇所の補修・改善。		○				横断歩道橋は5年毎に点検を実施しており、 構造上補修が必要な橋梁について優先的に 補修を実施しているところです。粟屋横断 歩道橋は直近2023年の点検で構造上問題無 い状況ではありますが、現地を確認し補 修・改善について検討します。
9	八次小	市道宮森宮田線 三次市島敷町 八次中学校～給食センター	八次中学校から給食センター入り口付近までトラック 等の大型車両の通行も多い上に、歩道がないため、危 険である。	市土木課	道路のどちらか一方でいいので、歩道を 設置してほしい。					○	【市土木課】 現在、八次小学校から八次コミュニティセ ンターまでの歩道整備を実施しています。 その他の区間は未定です。 ※八次地区連合自治会からの要望有り
10	八次小	国道183号 三次市四拾貫町 横原プロパン、京セラ付近	①京セラ横の草が伸びて垂れてくる。特に夏場は、傘 に引っかかったり、雨水が垂れたりしてくる。 ②冬の積雪の際、除雪された雪が歩道に積もるため、 子どもが歩きにくい。	県維持課	①草刈りを行ってほしい。 ②歩道の除雪を行ってほしい。		○			○	①草木への対応は、通行に支障がある場合 に道路巡視等により、発見次第随時対応を 行っていきます。 除草は年1回、7月上旬から8月上旬の間に 行っております。 ②歩道の除雪は、県では実施しておりませ ん。
11	八次小	国道183号 三次市四拾貫町 横原プロパン、京セラ付近	横断歩道の白線半分が消えかけている。カーブ付近の 横断歩道であるため、見えにくく危険である。	警察	白線塗り直しを希望。				○		令和6年12月末までに行いました。
12	八次小	国道183号 三次市四拾貫町 三次衛生工業社付近	ガードレール側の草が伸びてくると、歩道が狭くなり 危険である。	県維持課	草刈りを行ってほしい。		○				草木への対応は、通行に支障がある場合に 道路巡視等により、発見次第随時対応を 行っていきます。 除草は年1回、7月上旬から8月上旬の間に 行っております。

令和6年度通学路危険箇所改善要望一覧

令和7年1月現在

	学校名	危険箇所	状況	対応先	要望内容	昨年度 要望箇所	未開 始	事業 中	完了	不可	対応検討結果の内容
13	八次小	市道八次45号線 三次市島敷町1579付近 いこいデイセンター付近	外壁劣化による通学路の安全性の不安	都市建築課 家屋の所有者	外壁が崩れないような対応。		○				【都市建築課】 所有者等に対し、適正管理のお願いを実施します。
14	酒河小	市道酒河55号線 三次市西酒屋町411, 412, 415 周辺 家畜市場から広域農道までの道路 信号機下、通学路標識前	酒河小学校へ上がる道路の横断歩道の白線が90%近く 消えており、登下校時の子供と車が行きかう際、横断 歩道が見えづらく非常に危険。また、横断歩道前の停 止線もほぼ消えており、危険である。 また、積雪時には除雪が行われないため、登校中の 児童、教職員や保護者の車、教職員による除雪作業も 重なって大変危険である。人が除雪できる時間も範囲 も限られているので、除雪機での除雪を希望する。	市土木課 警察	○横断歩道の白線塗り直し① ○停止線の塗り直し② ○積雪時の除雪機による除雪③				①②	③	【市土木課】 ③道路除雪は、主要な幹線道路について除 雪作業を実施しているため、酒河小学校入 口の市道を除雪作業することは困難です。 【警察】 ①②既に計測済、対応中。
15	酒河小	市道丸島砂脇線 県道470号線から広域農道までの道 三次市西酒屋町411, 412, 415 周辺 家畜市場から広域農道までの道 カフェフェールから中電工三次営業 所前の道	カフェフェールから中電工三次営業所あたりの通学 路に歩道がなく狭い。朝、通勤の車やトラック等の通 行が多く、スピードを出している車も多い。中央線の 白線の補修はしてあるが、歩行者側の白線は薄くなっ ており、通学の歩行に大変危険である。道路脇の草も 多く安全に歩行できない。	市土木課	○歩行者側の白線の塗り直し① ○路側帯のカラー舗装② ○道路脇の除草③  令和4年度の要望により、市土木課が白線 の補修をする予定（未開始）		①			②③	【市土木課】 ①外側線（白線）の塗り直しを令和6年度以 降に実施します。 ②路側帯のカラー舗装は、外側線の塗り直 し後の経過を観察します。 ③道路除草は、主要な幹線道路について除 草作業を実施しており、その他の市道につ いては、市民による道路除草に対する報償 制度を活用し除草している状況です。
16	酒河小	県道470号線 県道三次インター線 三次市西酒屋町1075, 1065 周辺 共立機鋼株式会社機材センター前	共立機鋼(株)向かいの通学路の山側の歩道が山からの 木が倒れそうになっていて危険である。冬の積雪で木 が倒れてきて歩道を塞いでいたのを保護者が除ける。 除雪するなど、通学が大変困難であった。	市土木課 県教育委員会 山林の所有者	倒れそうな木や歩道を塞いでいる木があ るので、撤去、伐採するなど管理してほ しい。		※1		○		【市土木課】 歩道内で歩行者の支障となっている、建築 限界内の支障木は令和6年度に伐採しまし た。（建築限界：歩道の場合 高さ2.5m） ※1 倒れそうな木等の撤去は、山林の所 有者でお願いします。（西酒屋町の備北層 群大露頭：県天然記念物あり）
17	酒河小	市道酒河38号線 広域農道から県道470号線までの道路 三次市西酒屋町1180, 1211, 1202 周 辺の道路 ウッドピアみよしから生協ひろしま 三次支所までの道路	溝にグレーチングがないため、登下校の児童が落ちそ うで危険。歩道もないため車が通るときに寄りすぎる と溝に落ちてしまいそうである。雪が降った時も道路 か溝か見分けがつかず、危険である。	市土木課	排水溝にグレーチングをしてほしい。					○	【市土木課】 道路側溝を蓋掛けする案件は、市街地内で 歩道を整備できる用地が無い場合のため、 蓋掛けの設置は困難です。
18	酒河小	備北広域農道 市道西酒屋仁賀線 三次市西酒屋町558 カフェフェール 周辺の道路 カフェフェール左右の広域農道	酒屋コミュニティセンターから小学校まで車道と歩 道の間にガードレールがない箇所がある。車やトラッ クの速度も速く、また、歩道も狭いため危険性が高 い。	市土木課	小学校からコミュニティセンターまで 車道と歩道の間にガードレールを設置					○	【市土木課】 ガードレール等の防護柵は、設置基準に基 づき設置しています。 ガードレールの設置に関しては、対策の必 要性について経過観察します。

令和6年度通学路危険箇所改善要望一覧

令和7年1月現在

学校名	危険箇所	状況	対応先	要望内容	昨年度 要望箇所	未開 始	事業 中	完了	不可	対応検討結果の内容
19 酒河小	学校脇の農道 市道酒河54号線 三次市西酒屋町804 学校南門から備 北農道までの道路 酒河小から備北農道までの道	コンクリートに穴が空いたり、欠けている部分があり、登下校時の児童がはまって怪我をする可能性がある。実際、数人の児童が転んで怪我をしている。	市土木課	欠けているアスファルトの修繕				○		【【市土木課】】 令和6年度に対応しました。
20 酒河小	県道三次インター線 三次市西酒屋町 セブンイレブン西酒屋町店前～旧酒 屋放課後児童クラブ前	セブンイレブン西酒屋町店前から、旧酒屋放課後児童クラブ付近にかけての歩道に、ガードレールが設置されていない箇所がある。ガードレールがない箇所、向かいから来た歩行者や、自転車をはねようとして歩道からはみ出して歩く児童がいて危険である。交通の要所である三次ICを控え、車両の交通量が常に多く、児童が通学時に車に接触する危険性が高い。	市土木課	ガードレールがない箇所にポールを設置するなど、歩行者からもドライバーからも歩道と車道の境界をわかりやすくしてほしい。	○	○				【市土木課】 車道のオーバーレイにより、歩車道境界ブロック（乗り入れ部）が見えなくなっている箇所については、歩道と車道の境界が視認できるよう対策を検討します。 学校においても、車道へ出ないよう児童に指導をお願いします。
21 酒河小	市道酒河6号線 三次市東酒屋町 中国電力アパート横～旧酒屋放課後 児童クラブ付近	旧酒屋放課後児童クラブの建物と、中国電力アパートの間の細い道路は、一方通行であり、信号待ちを避ける車の抜け道として多く使われている。通勤等で急ぐ車は、その細い道をスピードを上げて走っている。一方通行の出口は見通しが悪く、国道375号に合流する際、車は一時停止線からは歩行者も車の流れも認識しづらい。目視のため、一旦停止線を越えて止まろうとする車が多いため、歩道を横切る車に接触されそうになる児童が毎年いる。	県維持課 市土木課 警察 土地の所有者 (中国電力 (株)、市財産 管理課)	① 一方通行出口で危険であること、見えにくい通学路を伴う歩道があることを標識や路面標示でしっかり知らせしてほしい。 ② 一時停止場所での絶対停止を促すための減速帯(意図的な段差)等を設置してほしい。 ③ 一方通行出口付近のフェンスの草刈り等継続的な環境整備、及びドライバーの見通しをよくするための左右のミラー等を設置してほしい。	○			①	②③	【県維持課】 令和4年度、国道の横断歩道にブルーラインを設置しました。  【市土木課】 ①「歩行者注意」の路面標示を令和6年度にします。 ②自動車の減速を目的としたハンプは、①の対策後、必要性について経過観察します。 ③カーブミラーの設置は、①の対策後、必要性について経過観察します。  【警察】 適時、標示の塗り直し等を行います。 取締まり要望を担当係へ話をします。
22 酒河小	市道酒河38号線 三次市東酒屋町 ウッドピアみよし（三次地方森林組 合）・三次衛生工業社付近	備北広域農道「東酒屋町」の信号機から北側約100m地点にあるウッドピアみよしから、三次衛生工業社へかけての通学路は歩道がないため、児童は車道を通り通学している。この道路は、抜け道としてもよく使われており、スピードを出している車も多い。通学時間と通勤時間とが重なっており、とても危険な状況で通学している。 特に、濃霧の際には無灯火の車も多く、児童もドライバーも気づきにくい。児童のそばをギリギリの間隔で通行するため、接触しそうなこともしばしばある。	市土木課	① 白線の塗り直しを要請する。 ② 歩道のない通学路であることを認知してもらうための標識と路面標示を要請する。	○	①			②	【市土木課】 ①中央線と外側線（白線）の塗り直しを令和6年度以降に実施します。 ②路面標示等は、外側線の塗り直し後の経過を観察します。
23 酒河小	県道三次インター線 三次市西酒屋町 源光寺付近	源光寺前の歩道は、現在、多くの通学班が集団登下校している。 雨天時や農繁期の増水した水路は、児童が通行する際、大変危険である。	市土木課	児童が水路に近寄らないようにするため、蓋のない水路脇にポール等の設置を要請する。	○				○	【市土木課】 幅員（3.5m～6.8m）は広く、県道三次インター線の側道で交通量も少ないため、対策の必要性について経過観察します。 学校においても危険箇所の周知や指導をお願いします。

令和6年度通学路危険箇所改善要望一覧

令和7年1月現在

学校名	危険箇所	状況	対応先	要望内容	昨年度 要望箇所	未開 始	事業 中	完了	不可	対応検討結果の内容	
24	酒河小	県道三次インター線 三次市西酒屋町882-1 株式会社コスモス付近トンネル	株式会社コスモス付近の、県道三次インター線高速道路高架下トンネル内に通学路(歩道)がある。歩道は、天気や時間帯に関係なく暗い上に下り坂になっているためスピードを出す車が多い。雨が降ると、暫くの間天井から車道に水が落ちる上に、山側の水路から溢れた水により、晴れていても歩道・車道共に水たまりができる。暗くて水たまりが見えないのか、スピードを出した車によく児童が水をかけられている。トンネル内に水路があるが、落ち葉や泥により機能せず、歩道に水が溢れていることが多い。児童は、毎日のように靴を濡らしながら通学している。	市土木課 NEXCO西日本	① 水路の点検や清掃回数を増やして、排水の工夫を要請する。 ② 雨漏りによる歩道・車道の水たまりの改善がすぐには難しいなら、減速を促す標識や路面標示をして、児童が水をかけられないよう、安心して通学できるように要請する。	○			①	②	【市土木課】 ①道路巡視業務により、月4回の頻度で点検を行っており、道路異常があれば対応をしています。 ②中国縦貫自動車道からの雨漏りは、昨年度に管理者であるNEXCO西日本へ報告済みです。対策の必要性について経過観察します。
25	酒河小	備北広域農道 市道西酒屋仁賀線ほか 三次市東酒屋町・西酒屋町・船所 酒河小学校校区 きんさいスタジアム・ビックハウス・船所ローソン付近	酒屋地区は標高も少し高く、冬季の積雪が多い地区である。特に、昨年度のような積雪の際には、通学路や小学校への坂道(市道)の歩行が困難となる。車道の除雪が歩道に積み上げられ、歩行がさらに困難となっている通学路もあった。	市土木課	① 児童が安全に歩行するために、通学路の除雪を要請する。 ② 凍結防止剤の散布を要請する。	○				①②	【市土木課】 ①歩道除雪は、積雪寒冷地域に指定してある君田町・布野町・作木町において、雪みち計画に基づき、県道歩道の除雪をしています。酒河小学校区においては、県道三次インター線の歩道を片側のみ(十日市側)除雪していますが、全ての通学路を除雪することは困難です。 ②凍結防止剤の散布は、主要な幹線道路で道路勾配が急な路線において散布していますが、全ての通学路を散布することは困難です。
26	青河小	県道432号線(青河江田川之内線) 三次市青河町 住吉橋	歩道に木が覆いかぶさり、児童の通学の妨げになりそうである。また、倒木の恐れがある。	市土木課	木の伐採				○		【市土木課】 歩道内で歩行者の支障となっている、建築限界内の支障木は令和6年度に伐採しました。(建築限界:歩道の場合 高さ2.5m)
27	青河小	市道酒河155号線 三次市青河町 上岡宅前付近から原田橋にかけて	車道に比べて歩道が狭く、児童が危険	市土木課	歩道の拡張					○	【市土木課】 歩道の整備に関しては、対策の必要性について経過観察します。
28	青河小	市道阿部地川東線 三次市青河町 山崎宅前	雨天時、強い雨が降ると、溝から水が溢れて道路が川になり危険。	市土木課	溝の拡張、もしくは深さを設ける等、水が溢れないような手立て(写真の右側奥の溝)					○	【市土木課】 水路の整備に関しては、対策の必要性について経過観察します。
29	田幸小	市道海田原田幸線 県道430号線と県道61号線を結ぶ農面道 三次市大田幸町 三良坂方面から下って来る農面道(学校近く)	農面道を下って来る車がちょうど児童の朝の登校時間帯に多い。スピードを出して下って来る車が多いため、横断歩道を児童がわたる時ヒヤッとすることがある。ちょうど下って来る所に大きく伸びた木が茂り、目視で車を確認し難く危険である。	市土木課	児童が横断歩道に差し掛かる前に、下って来る車を目視で確認できるように、伸びた木を伐採してほしい。					○	【市土木課】 児童が横断歩道を目視確認して渡れるように、支障となっている木を令和6年度に伐採しました。

令和6年度通学路危険箇所改善要望一覧

令和7年1月現在

学校名	危険箇所	状況	対応先	要望内容	昨年度 要望箇所	未開 始	事業 中	完了	不可	対応検討結果の内容
30 和田小	国道183号 三次市和知町2200 - 2付近の横断歩道 鷹屋運輸付近	横断歩道の塗装が薄く、自動車運転手から見えにくい。 信号機がなく、児童が横断のため待っていてもなかなか停止してくれない。 道路が直線であり、速度を上げて走行する車両が多く危険である。	警察 県維持課	①横断歩道の再塗装をしてほしい。 ②横断歩道の前後に、減速や歩行者がいる場合の停止看板の設置をしてほしい。				①	②	【警察】 ①令和6年12月末までに行いました。  【県維持課】 ②現地へ「学校、幼稚園、保育所等あり」の看板を設置しております。
31 和田小	国道183号 三次市和知町2279 - 3 和知駅バス停	横断歩道の塗装が薄く、自動車運転手から見えにくい。 信号機がなく、児童が横断のため待っていてもなかなか停止してくれない。 道路が直線であり、速度を上げて走行する車両が多く危険である。	警察 県維持課	①横断歩道の再塗装をしてほしい。 ②横断歩道の前後に、減速や歩行者がいる場合の停止看板の設置をしてほしい。				①	②	【警察】 ①令和6年12月末までに行いました。  【県維持課】 ②現地へ「学校、幼稚園、保育所等あり」の看板を設置しております。
32 川地小	市道川地83号線 三次市上志和地町1151-5 上川立駅出口から徒歩約18分、志和 地駅出口から徒歩約19分	岡西集会所付近の溝の上の蓋がずれているため危険 (車が通るたびにずれる。)	市土木課	児童が徒歩で登下校するときに足がは まったり落ちたりしそうなので、塞いで ほしい。				○		【市土木課】 グレーチングがずれないように令和6年度に補 修しました。
33 川地小	県道37号線（県道広島三次線） 三次市下川立町	交通量が多く、スピードを上げて走る車が多い。児童 が横断する時間帯も交通量が多いので、歩行者が横断 するときに危険である。	県維持課 警察	・横断歩道が分かりづらいので歩行者が 渡る時に車がなかなか止まらず危険で ある。横断歩道の <b>色が変わっていると</b> 運転 者にも横断歩道が分かりやすい。					○	【県維持課】 横断歩道白色部分以外について スピード超過の指導について、警察による 取り締まりをお願いしたい。  【警察】 横断歩道の路面標示はされています。
34 川地小	県道37号線（県道広島三次線） 三次市下川立町	・横断歩道を分かりやすくしてほしい。 ・通学路の草が多く、歩道にせり出している。	県維持課 警察	・通学路にせり出した草を刈ってほし い。		○				【県維持課】 草木への対応は、通行に支障がある場合に 道路巡視等により、発見次第随時対応を 行っていきます。 除草は年1回、7月上旬から8月上旬の間 に行っております。  【警察】 横断歩道の路面標示はされています。
35 川地小	県道37号線（県道広島三次線） 三次市下川立町	通る車のスピードが速い。横断するにも車がなかなか 止まってくれない。	県維持課 警察	・車のスピードが速いので何か注意喚起 の看板等を設置してほしいです。 ・横断歩道の所に児童横断などの注意喚 起の看板等を設置してほしいです。					○	【県維持課】 看板設置について スピード超過の指導について、警察による 取り締まりをお願いしたい。  【警察】 スピード超過の指導について

令和6年度通学路危険箇所改善要望一覧

令和7年1月現在

学校名	危険箇所	状況	対応先	要望内容	昨年度 要望箇所	未開 始	事業 中	完了	不可	対応検討結果の内容
36	川地小	県道37号線（県道広島三次線） 三次市上志和地町 JA Aコープ 付近	県維持課	県道37号線のAコープから川地大橋までの間と、川地大橋から保育所入口付近までの間に街灯を増やしてほしい。街灯が少なく暗い時間帯になると見えにくく危ないため。					○	道路管理者による街灯の設置はできません。道路照明は、設置基準に沿って設置しているため、対応は難しい。
37	川西小	国道375号 三次市三若町 三若橋	県維持課 警察	・横断歩道にでこぼこがあるので直してほしい。 ・児童が横断中であることが車の運転手にわかるように、何かよい目印があればしてほしい。（パトカーが来ている時は、スピードを緩める車が多いので、パトカー等。） ・通学路の変更も考え、上田から下りる道が合流する三叉路に信号機を設置してほしい。 ・横断歩道付近を追い越し不可のオレンジ中央線にしてほしい。 ・「横断歩道あり」などの注意喚起のための標識等の設置又は、道路へのペイントをしてほしい。 （交通量が多く、以前事故があった場所なので、地域全体の安全性向上にもつながると思う。）		○			○	【県維持課】 ひび割れを確認したが、通行に支障となるものではないため、経過観察とします。  「横断歩道」の標識及び路面標示は、道路管理者では設置することができません。警察の所管となります。  【警察】 三叉路の信号機設置は検討します。横断歩道付近は法定の追い越し禁止区間でありオレンジ線不要。
38	甲奴小	県道27号線（県道吉舎油木線他） 下記住所エリア一体 三次市甲奴町梶田～西野 下記地図赤印エリア	警察	・野犬の保護や見守り。			○			管内駐在所に連絡し、対応検討します。 →連絡済み、パトロールし対応中。
39	甲奴小	県道51号線（県道甲山甲奴上市川線）と県道27号線（県道吉舎油木線）の交差点付近 三次市甲奴町西野～本郷 梶田上交差点信号機	県維持課	暗渠を大きくするなど排水をよくして、雨天時道路が冠水・水浸しにならないようにしてほしい。水路の水の流れを改善するなど道路の水没・冠水を防ぐ何らかの対策を継続して講じていただきたい。	○			○		暗渠排水の拡大は困難なため、側溝埋塞発見の際は、交差点までの間の上流で側溝清掃を随時行っています。
40	君田小	県道435号線（県道木呂田本郷線） 三次市君田町東入君 君田支所前	市土木課	県道435号線の支所前から左折する箇所までの歩道の設置（君田小学校側）を要望する。					○	【市土木課】 要望の区間は、カラー舗装（緑色）で歩行者の通行空間を確保している。歩道の整備に関しては、対策の必要性について経過観察します。

令和6年度通学路危険箇所改善要望一覧

令和7年1月現在

学校名	危険箇所	状況	対応先	要望内容	昨年度 要望箇所	未開 始	事業 中	完了	不可	対応検討結果の内容
41	作木小	県道62号線（県道庄原作木線） 三次市作木町下作木833 付近 作木小学校付近 東光坊付近	県維持課 警察	①橋の手前から、イメージパンプ、カ ラー舗装等による速度抑制の実施  ②「カーブの先、横断歩道あり」等の看 板による、注意喚起の表示（車両通過時 に電光式、フラッシュ掲示により、表示 の見落としを防ぐ効果のある表示が好ま しい）	○				○	【県維持課】 注意して横断していただくよう、ご指導を お願いします。  【警察】
42	吉舎小	市道三玉322号線 国道184号 三次市吉舎町三玉 吉舎小学校上り口	市土木課	落石の予防					○	【市土木課】 看板を設置し注意喚起をしているが、法面 の状況について経過観察します。
43	吉舎小	国道184号 三次市吉舎町三玉 吉舎小学校上り口より南側	県維持課	歩道の草刈り等定期的な整備をしてほし い。			○			【県維持課】 草木への対応は、通行に支障がある場合に 道路巡視等により、発見次第随時対応を 行っていきます。 除草は年1回、7月上旬から8月上旬の間 に行っております。
44	吉舎小	市道敷地三玉線 三次市吉舎町海田原828 田尻バス停付近	市土木課	グレーチングの設置等、転落防止。					○	【市土木課】 道路側溝を蓋掛ける案件は、市街地内で 歩道を整備できる用地が無い場合のため、 蓋掛けの設置は困難です。
45	みらさか小	市道粘峠線 三次市三良坂町三良坂沖江交差点付 近 鬼王橋手前	市土木課	児童の転落防止のため、要望箇所にガー ドレールを設置してほしい。（高さのある 場所だけでも）					○	【市土木課】 転落防護柵の設置に関しては、対策の必要 性について経過観察します。
46	みらさか小	三次市三良坂町三良坂岡田タンス店 前宅地 三良坂駅付近	※市道ではな い 土地の所有者	危険のないように、水道の専用の蓋を付 けて、児童が転倒しないようにしてほし い。						

78と同じ

令和6年度通学路危険箇所改善要望一覧

令和7年1月現在

学校名	危険箇所	状況	対応先	要望内容	昨年度 要望箇所	未開 始	事業 中	完了	不可	対応検討結果の内容
47 みらさか小	県道61号線 主要地方道三次庄原線 三次市三良坂町長田 三良坂10近く	児童が歩いて登校する時、歩道がなく、田と道路の境のアスファルトが崩れてボロボロになっている。歩行中に車が通ると、児童は避けようとして田の法面に落ちそうになり、危険である。	県維持課	歩道を付けるか、児童が転倒しないように、ガードレールの設置をしてほしい。				②	①	【県維持課】 ①ガードレール設置は設置基準を満たしていないこと及び路肩幅員が狭くなることもあり、設置は行いません。 ②舗装面の損傷はなかったことから、路肩の清掃等を行いました。
48 みらさか小	県道61号線 主要地方道三次庄原線 三次市三良坂町長田 長田多目的集会所付近 吉舎分かれ 交差点付近	長田多目的集会所は、通学バスの停留所となっている。児童が集合したとき、児童の横断や、児童がふとしたときに飛び出す危険がある。 また、吉舎分かれ交差点付近は、トラック等の車の通行量が多く、スピードを出す車が多いため、児童の横断に大変危険である。	県維持課	長田集会所付近に、子ども飛び出し注意の、注意喚起のための看板を設置してほしい。 吉舎分かれ交差点には、スクールゾーンや、児童横断注意の看板等、ドライバーに注意喚起ができるものを設置してほしい。	○				○	「こども飛び出し注意」、「児童横断注意」等の看板は、道路管理者では設置していません。
49 みらさか小	県道61号線 主要地方道三次庄原線 三次市三良坂町仁賀 仁賀小学校入口交差点付近	児童の通学路に、雨や雪等の際、水はけが悪く、歩道が泥濘になるため、転倒の危険がある。	県維持課	水はけを改善し、歩道が泥濘にならないようにしてほしい。				○		現地における排水溝付近への土砂及び草の繁茂があったため、撤去を行いました。今後、経過観察とします。
50 三和小	県道52号線（県道世羅甲田線） 三次市三和町敷名 市場池そばの歩道	県道52号線（県道世羅・甲田線）沿いの歩道と市場池の境界にあるガードレールが不安定（触ると揺らぐ）である。	県維持課	ガードレールがガタガタと揺らぐため、固定してほしい。児童がガードレールに寄りかかることもあるため不安である。				○		今年度補修済です。
51 三和小	県道52号線（県道世羅甲田線） 三次市三和町上板木 宗原ガラス店	通学路の草が伸びすぎており、歩きづらい。	県維持課	草を刈って、安全に歩けるようにしてほしい。		○				草木への対応は、通行に支障がある場合に道路巡視等により、発見次第随時対応を行っていきます。 除草は年1回、7月上旬から8月上旬の間に行っております。
52 三次中	県道434号線（県道知和三次線） 三次市三次町1573 付近	裁判所前の通りは、7:30～8:30は一方通行になるが車両の通行量が多く、生徒が登校するときに危険。	市土木課 警察	生徒が安全に登下校するように配慮してほしい。					○	【市土木課】 要望区間は、歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域を定めて最高速度30km毎時の速度規制を実施し、ゾーン内における速度抑制やゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る生活道路対策を行っております。  【警察】 引続き、7:30～8:30通行禁止の取り締まりを行います。

令和6年度通学路危険箇所改善要望一覧

令和7年1月現在

学校名	危険箇所	状況	対応先	要望内容	昨年度 要望箇所	未開 始	事業 中	完了	不可	対応検討結果の内容
53	三次中	市道尾関山西線 三次市三次町1769-2 付近 高架下	市土木課	雨が降ると、高架下の道路に水が溜まる、生徒の通学が困難になる。				○		【市土木課】 令和6年度に対応しました。
54	三次中	国道375号 三次市三次町896-9 付近 上り坂手前	県維持課	雨が降ると、道路に水が溜まり、車両が水をはねて通り、生徒が困っている。		○				降雨時の状況を確認し、今後対応を検討します。
55	十日市中	市道中原下本谷線 県道470号線（県道三次インター線） から中原踏切に向かう途中 三次市十日市南5丁目9 付近 福星楼付近	市土木課 警察	自転車通学の生徒が坂道を下って通学するとき、脇道から車が出てくることがあり大変危険な状況がある。					○	【市土木課】 ③要望箇所の付近は歩道を整備しており、交差点部分は車両の出入りがあるため、歩車道境界ブロック等の構造物は設置することはできません。 【警察】 横断歩道は自転車を対象としていません。袋小路であり、通過交通もないため、信号機の設置は難しいです。
56	十日市中	市道中原下本谷線 国道183号より中原踏切を通過し県道470号線へ向かう途中 三次市十日市南4丁目 付近 三次人形窯元入口	市土木課 警察	交通量も多く、横断歩道も信号機も無い交差点。停止する車両が少なく大変危険。		○	○		①	【市土木課】 ①要望箇所付近の一部は歩道が未整備ですが、交差点部分は車両の出入りがあるため、歩車道境界ブロック等の構造物は設置することはできません。 【警察】 横断先に歩道がない箇所への横断歩道設置は難しいです。信号機は検討します。
57	十日市中	国道375号 三次市東酒屋町559-4 付近 ホテルライカ付近	警察	国道で交通量が多く、横断歩道はあるが信号機の設置が無い。			○			検討します。
58	十日市中	市道丸島砂脇線 広域農道から県道470号線まで向かう途中 三次市西酒屋町 サンセゴルフガーデン付近	市土木課	交通量が多く、道幅が狭い。見通しも悪く大変危険。					○	【市土木課】 外側線（白線）の塗り直しを令和6年度以降に実施します。歩道の整備に関しては、対策の必要性について経過観察します。

令和6年度通学路危険箇所改善要望一覧

令和7年1月現在

学校名	危険箇所	状況	対応先	要望内容	昨年度 要望箇所	未開 始	事業 中	完了	不可	対応検討結果の内容
59 十日市中	市道中原下本谷線 県道470号線（県道三次インター線） から中原踏切に向かう途中 三次市十日市南5丁目 付近 ヤマサキバン付近	大きく折れ曲がる車や、脇道から出る車が多く大変危険な状況がある。	市土木課 警察	①横断歩道、②信号機の設置 ③歩道の確保をお願いしたい。					○	【市土木課】 ③要望箇所の付近は歩道を整備しており、交差点部分は車両の出入りがあるため、歩車道境界ブロック等の構造物は設置することはできません。  【警察】 歩道のない箇所や止まれの前に横断歩道の設置は基本的には行いません。 信号機設置すると大渋滞が発生する恐れがあります。
60 塩町中	県道432号線 県道青河江田川之内線 三次市廻神町 烏帽子掛の岩・御手洗池付近神杉小学校寄り	周りに民家がなく、登下校の生徒のみが通る時間帯も多い。また、街灯はあるものの暗くなると見通しが悪くなる。	市土木課 市危機管理課	不審者防止のため、ダミーでもよいので防犯カメラを設置してもらいたい。					○	【市土木課】 道路管理者としては、不審者防止用の防犯カメラは設置できません。
61 川地中	国道54号 三次市青河町 登坂車線の反対側（芸備線側の歩道）	歩道の横から草が伸びていて、自転車で登下校する生徒の通学の妨げになっている。昨年、伸びた草が自転車の車輪軸に絡み車輪をロックしたため、生徒がバランスを崩して転倒し、怪我をするという事案が起きた。	国土交通省	伸びている草の除去作業の実施を強く要望します。				○		・毎年、除草作業を1～2回実施しており、今年度も7月に実施しました。今後、防草対策を検討します。
62 川地中	県道37号線 県道広島三次線 三次市下川立町 川地中学校付近	歩道の上に草が伸びていて、自転車や徒歩で登下校する児童・生徒の通学の妨げになっている。伸びた草を避けるために車道に出ることがあれば車と通学児童・生徒と接触する可能性があるとの指摘があります。	県維持課	伸びている草の除去作業の実施を強く要望します。		○				草木への対応は、通行に支障がある場合に道路巡視等により、発見次第随時対応を行っていきます。 除草は年1回、7月上旬から8月上旬の間に行っております。
63 八次中	市道三次島敷線 三次市南畑敷町1701-1 付近 旧鳥居橋	・雨天時に水はけが悪くちょうど歩くところに水が溜まっていて車道に寄って歩いている状況。新しくなった排水溝もすでに詰まっている。 ・歩道が30cmしかなく歩行者・自転車・自動車等の通行量が多く危険。	市土木課 警察	①排水溝の詰まりを確認していただき、水はけをよくしていただきたい。 ②通学時間帯の車両一方通行又は、車両通行止めにしていただきたい。				①	②	【市土木課】 ①排水溝の詰まりを点検し、令和6年度に清掃しました。  【警察】 ②橋は、陸と陸をつなげる役目をしていません。一方通行や、通行止めにしてしまうとその付近に居住する人の生活を妨げることになるためできません。
64 八次中	国道183号 三次市四拾貫町	暗くなると街灯がないので危険な状況。 横断歩道の横に砂利の山があり、庄原方面から三次に向かって行くと歩行者が見えにくい。 カーブになっているところが歩行者が見えにくい。	県維持課 警察	街灯をつけてほしい。 横断歩道の横の砂利を撤去してほしい。 横断歩道の手前にわかりやすい表示をつけてほしい。				②	①	【県維持課】 ①道路管理者による街灯の設置は行いません。 道路区域外にある砂利の撤去は、県ではできません。  【警察】 ②塗り直しました。

令和6年度通学路危険箇所改善要望一覧

令和7年1月現在

学校名	危険箇所	状況	対応先	要望内容	昨年度 要望箇所	未開 始	事業 中	完了	不可	対応検討結果の内容
65	八次中	県道434号線（県道知和三次線） 三次市四拾貫町 横断歩道付近	市土木課 警察	横断歩道の修復。 横断歩道の手前にわかりやすい表示・標識をつけてほしい。		①		②		【市土木課】 ①「交差点あり」の道路表示が薄くなっているため、令和6年度以降に対応します。  【警察】 ②令和6年12月に、◇と停止線の修復を行いました。
66	甲奴中	県道51号線（県道甲山甲奴上市線） 三次市甲奴町小童 須佐神社・小童小・甲奴砕石場・春日井八幡神社・世羅町別迫境  【写真①②】	県維持課	・街灯を設置してほしい。（写真①②③） ・路側帯の白線を引き直してほしい。（写真③） 今年度より寮が廃止になったことから、自転車で通学する生徒もあり、街灯がない又は街灯の少ない夜道は大変危険である。歩道のない箇所もあり、雪が降った路面は滑りやすく自転車で転倒する危険性がある。また、路側帯の白線が薄くなっている箇所があるので安全のために引き直してほしい。					○	道路管理者による街灯の設置は行いません。
67	甲奴中	市道頼藤春日井線 三次市甲奴町小童 須佐神社・小童小・甲奴砕石場・春日井八幡神社・世羅町別迫境  【写真③】	市土木課	①街灯を設置してほしい。（写真①②③） ②路側帯の白線を引き直してほしい。（写真③） 今年度より寮が廃止になったことから、自転車で通学する生徒もあり、街灯がない又は街灯の少ない夜道は大変危険である。歩道のない箇所もあり、雪が降った路面は滑りやすく自転車で転倒する危険性がある。また、路側帯の白線が薄くなっている箇所があるので安全のために引き直してほしい。		②			①	【市土木課】 ①道路管理者が設置する道路照明は夜間において、あるいはトンネル等の明るさが急変する場所において、道路状況、交通状況を的確に把握するための良好な視環境を確保し、道路交通の安全、円滑をはかることを目的に設置します。（主な設置場所：橋梁・トンネル・交差点等） 防犯灯の設置を検討してください。 参考：LED防犯灯設置補助金（担当：危機管理課） ②区画線（白線）の塗り直しを令和6年度以降に実施します。
68	布野中	国道54号 三次市布野町上布野 ひろしま農協布野支店	国土交通省	反対側に広い歩道があるが、同じような歩道を造ってほしい。		○				・歩道の拡幅要望について、現地状況を踏まえ検討します。
69	作木中	県道62号線（県道庄原作木線） 三次市作木町上作木～下作木 作木八幡神社～消防署作木出張所	県維持課	5月から9月は定期的に除草してほしい。					○	草木への対応は、通行に支障がある場合に道路巡視等により、発見次第随時対応を行っていきます。 除草は年1回、7月上旬から8月上旬の間に行っております。
70	作木中	国道375号 三次市作木町下作木 丹波橋～作木診療所	県維持課	○歩道を造ってほしい。 ○道を広げてほしい。 ○落石防止ネットをつけてほしい。	○				○	当該箇所の歩道の整備計画はありません。歩道の新規整備については、三次市への要望書を提出してください。

学校名	危険箇所	状況	対応先	要望内容	昨年度 要望箇所	未開 始	事業 中	完了	不可	対応検討結果の内容
71	作木中	県道62号線（県道庄原作木線） 三次市作木町下作木 庄原作木線	警察	横断歩道の線を引いてほしい。		○				現場確認します。
72	吉舎中	県道28号線（県道吉舎豊栄線） 三次市吉舎町辻	県維持課	歩道の設置。		○				危険と思われる箇所は、注意して通学するよう指導してください。
73	吉舎中	市道敷地三玉線 三次市吉舎町矢野地 矢野地中郷集会所付近	市土木課	ガードレールや溝の蓋の設置					○	【市土木課】 ○車両用防護柵の設置基準は、高さが2m以上あり、車両が路外に逸脱した場合に乗員に被害を及ぼす恐れがあると考えられる箇所です。 ○道路側溝を蓋掛けする案件は、市街地内で歩道を整備できる用地が無い場合のため、蓋掛けの設置は困難です。
74	吉舎中	国道184号 三次市吉舎町吉舎	県維持課	歩道を広げる					○	民地植木等の対応については、地元関係者で調整をお願いします。
75	吉舎中	国道184号 三次市吉舎町海田原 舎加里 松江道線下の道	県維持課	①②歩道の草刈り。 ③街灯をつけて通学路を明るくする。			○		○	①②草木への対応は、通行に支障がある場合に道路巡視等により、発見次第随時対応を行っていきます。 除草は年1回、7月上旬から8月上旬の間に行っております。 ③道路管理者による街灯の設置は行いません。
76	吉舎中	県道27号線（県道吉舎油木線） 三次市吉舎町吉舎 吉舎谷集会所	県維持課	歩道の草刈り。			○			草木への対応は、通行に支障がある場合に道路巡視等により、発見次第随時対応を行っていきます。 除草は年1回、7月上旬から8月上旬の間に行っております。

令和6年度通学路危険箇所改善要望一覧

令和7年1月現在

学校名	危険箇所	状況	対応先	要望内容	昨年度 要望箇所	未開 始	事業 中	完了	不可	対応検討結果の内容
77	三良坂中	県道61号線 三次市三良坂町仁賀 堂免酒店付近		横断歩道が薄く、消えていて見えにくい。 坂を上がって少し進んだところでもあり、車が静止し にくく危険である。	警察			○		令和6年12月末までに行いました。
78	三良坂中	三次市三良坂町本町 岡田タンス店 向かいの駐車場（川 側）		水道の元栓、蛇口の蓋がずれている。	※市道ではな い 土地の所有者					子どもの足がはまる可能性があり、危険 である。 穴を塞ぎ、安全な状態にしてほしい。
		46と同じ								
79	三良坂中	市道三良坂331号線 三次市三良坂町三良坂673 - 3 大前牛乳店付近		三角の縁石があるが、道幅が狭く見えにくい。（生徒 の転倒事例あり）	市土木課			○		【市土木課】 歩車道境界ブロックは、車道と歩道を分離 するための施設で、歩行者等の安全を図る ためには必要な施設です。 視認できるようポストコーンを令和6年度に 設置しました。
80	三和中	県道63号線（県道三次三和線） 三次市三和町下板木 喜楽園入口付近から三和中学校まで の数km		長い区間にわたって、防犯灯がなく、木が多いため暗 くて危険である。	県維持課				○	道路管理者による防犯灯の設置は行いま せん。 道路照明は、設置基準に沿って設置してい ます。